

青森競輪場広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森競輪場の場内に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体、掲載場所及び掲載料)

第2条 広告の媒体、掲載場所及び掲載料は、次のとおりとする。

番号	広告媒体・広告掲載場所	広告掲載料(税込)	規格 (一区画あたり)
1	横断幕 1センター及びバックストレッチフェンス	(月額) 37,000円	縦1.8m×横7.5m
2	壁面広告 ドリームスタンド正面	(月額) 32,000円	縦1.8m×横5.4m
3	壁面広告 ドリームスタンド壁面	(月額) 23,000円	縦2.0m×横3.5m
4	三角看板 バンク内広告（第1コーナー付近）	(月額) 33,000円	縦1.0m×横6.0m
5	走路面広告 バンク内走路（第2・第3コーナー付近）	(月額) 81,500円	縦2.5m×横7.5m

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広告掲載希望者の募集は、青森市ホームページ及び青森競輪場ホームページを通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、広告主から次に掲げる書類等の提出を受けるものとする。ただし、受付の順序に従って、第2条に規定する掲載位置の範囲を満たす広告掲載の申込みがあったときは、申込受付期間の満了前であっても受付を終了することができる。

- (1) 青森競輪場広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 広告見本
- (3) 広告主の事業の概要がわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(掲載内容の審査等)

第5条 要綱第5条第2項の審査は、企画部がこれを行う。

- 2 掲載する広告の選定は、前条の申込みごとに行うこととする。
- 3 要綱第5条第2項の通知は、青森競輪場広告掲載決定通知書（様式第2号）又は青森競輪場広告不掲載決定通知書（様式第3号）により行う。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、広告を掲載しようとする日の属する年の4月1日から10月31日までを限度とする。

- 2 前条に規定する青森競輪場広告掲載決定通知書を受けた者「以下、「広告主」という。」は、決定の通知を受けた掲載期間（6か月以上であるものに限る）期間の満了後、次年度も引き続き広告掲載をしようとするときは、当該期間が満了する1か月前までに、青森競輪場広告継続申込書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により掲載期間を更新した場合は、青森競輪場広告継続決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする。

（掲載料の納入等）

第7条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

- 2 前項の規定は、前条第2項の規定により広告掲載期間が継続された場合、継続された掲載期間に係る広告掲載料に準用する。

（広告物の作成、設置及び撤去）

第8条 掲載する広告物は、広告主の責任及び負担で作成、設置するものとする。また、撤去においても同様とする。

（費用負担）

第9条 広告掲載期間中に広告物が破損等したときは、市の責めに帰する場合を除き、広告主がその一切の責任を負うものとする。

（広告掲載の変更及び取り止め）

第10条 広告主は、広告掲載の変更又は取り止めをする場合は、青森競輪場広告掲載変更（取り止め）申込書（様式第6号）により、変更又は取り止めをする日の15日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により広告掲載の変更又は取り止めを承認した場合は、青森競輪場広告掲載変更（取り止め）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当するときに当該各号に掲げる状態を解消することを求めて行うものとする。

- （1）指定する期日までに広告物の提出または設置がないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) その他青森競輪の運営に支障があると認めるとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、青森競輪場広告掲載取消通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

（広告媒体の撤去）

第12条 前条の規程による掲載許可の取消し等に広告主が従わない場合市長は広告媒体を撤去することができる。

（原状回復）

第13条 第10条の規定により広告掲載を取り止めたとき、または第11条の規定により承認を取り消したときは、広告主は、広告掲載場所を現状に回復させなければならない。又、費用についても広告主の負担とする。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により本市又は第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

（実施期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

（実施期日）

この要領は、令和7年6月30日から施行する。